改定後 改定前 愛媛県農業土木工事特記仕様書 愛媛県農業土木工事特記仕様書 2019年4月1日 平成30年8月1日 目次 目次 第1章 総則(第1条—第4条)

- 第2章 施工管理及び現場管理(第5条-第7条)
- 第3章 再生資材及び建設副産物 (第8条-第11条)
- 第4章 安全管理(第12条—第14条)
- 第5章 使用材料
 - 第1節 コンクリート (第15条)
 - 第2節 鉄鋼スラグ等 (第16条-第22条)
 - 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物 (第23条-第28条)
 - 第4節 ゴム製品等 (第29条)
- 第6章 取得補償時の立木伐採等(第30条―第37条)
- 第7章 境界標識(第38条—第41条)
- 第8章 出来形数量 (第42条)
- 第9章 被災農林漁家の就労機会の確保(第43条)

(省略)

(特記仕様書への委任)

第2条

2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなけれ ばならない。

工事の種類	特記仕様書		
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履		
	行確認に関する特記仕様書		
設計図書により工期に余裕期間を設定する	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様		
工事	書		
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会		
	議対象工事特記仕様書		
ため池整備工事	ため池整備工事特記仕様書		

3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。 https://www.pref.ehime.jp/h35400/nn kitei/tokki/nn tokki.html

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 施工管理及び現場管理(第5条-第7条)
- 第3章 再生資材及び建設副産物 (第8条 第11条)
- 第4章 安全管理(第12条—第14条)
- 第5章 使用材料
- 第1節 コンクリート (第15条)
- 第2節 鉄鋼スラグ等 (第16条 第22条)
- 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物 (第23条-第28条)
- 第4節 ゴム製品等 (第29条)
- 第6章 取得補償時の立木伐採等(第30条―第37条)
- 第7章 境界標識 (第38条—第41条)
- 第8章 出来形数量(第42条)
- 第9章 被災農林漁家の就労機会の確保(第43条)

(省略)

(特記仕様書への委任)

第2条

2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなけれ ばならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履
	行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様
工事	書
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会
	議対象工事特記仕様書

3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。 http://www.pref.ehime.jp/h35400/nn kitei/tokki/nn tokki.html

改定後

(省略)

第5条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。

項目	含める内容	備考	
(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し)	共通仕様書第1編1-1-1-35	
	<u>創意工夫・社会性等に関する実施</u> 予定について	共通仕様書第 3 編3-1-1-14	
	総合評価落札方式における技術 提案等の履行確認書	総合評価落札方式における技術提 案等の履行確認に関する特記仕様	
	10元代寸0万度门4E的百	書第2条	

(省 略)

第4章 安全管理

(標示板の様式)

第12条 共通仕様書第1編1-1-1-22第3項に定める標示板の様式は、道路工事にあっては参考図1、それ以外の工事にあっては参考図2とする。

(検定合格警備員の配置)

第13条 共通仕様書第1編1-1-1-32第3項第3号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。

(表省略)

(警備会社へ支払う費用)

第14条 受注者は、交通誘導警備業務に係る費用の警備会社への支払いに当たっては、交通誘導 警備員の設計労務単価と間接工事費に計上している警備会社の経費の合算額を支払金額とする ことに留意しなければならない。

(自家警備の実施)

- 第15条 受注者は、交通誘導を実施するために警備員の配置を必要とする場合であって、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないときは、監督員の承諾を得なければならない。
- 2 前項の場合の自家警備の実施にあたっては、「愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課における自家警備取扱要領」によるものとする。

(以下条項ずれ)

改定前

(省略)

第5条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。

項目	含める内容	備考		
(15) その他	官公庁等への手続き(予定または 写し)	共通仕様書第1編1-1-1-35		
	追加			
	総合評価落札方式における技術	総合評価落札方式における技術提		
	提案等の履行確認書	案等の履行確認に関する特記仕様		
		書第2条		

(省略)

第4章 安全管理

(標示板の様式)

第12条 共通仕様書第1編1-1-1-22第3項に定める標示板の様式は、道路工事にあっては参考図1、それ以外の工事にあっては参考図2とする。

(検定合格警備員の配置)

第13条 共通仕様書第1編1-1-1-32第3項第3号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。

(表省略)

(警備会社へ支払う費用)

第14条 受注者は、交通誘導警備業務に係る費用の警備会社への支払いに当たっては、交通誘導 警備員の設計労務単価と間接工事費に計上している警備会社の経費の合算額を支払金額とす ることに留意しなければならない。

追加

改定後

第2節 鉄鋼スラグ等 (鉄鋼スラグの使用)

第 17条 受注者は、鉄鋼スラグ(銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する 製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化ス ラグをいう。)を建設工事に使用する場合は、次条から第 23条までの規定による。ただし、セメ ント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物

削除

(松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)

- 第24条 受注者は、松山市内の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材を アスファルト混合物用細骨材に使用することができる。
- 2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第28条までの規定によらなければならない。

(溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準)

第25条 溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」(以下「JIS A 5032」という。)「舗装設計施工指針((公社) 日本道路協会)」「舗装設計便覧((公社) 日本道路協会)」「舗装施工便覧((公社) 日本道路協会)」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

改定前

第2節 鉄鋼スラグ等 (鉄鋼スラグの使用)

第17条 受注者は、鉄鋼スラグ(鉄鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する 製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸 化スラグをいう。)を建設工事に使用する場合は、次条から第22条までの規定による。ただし、 セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物

(東予地区陸地部における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)

- 第23条 受注者は、東予地区陸地部(今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市の区域のうち、 島嶼部を除く地域をいう。以下同じ。)の工事においてアスファルト混合物を使用する場合は 次の各号に示す場合を除き、一般廃棄物の焼却灰等から生産された溶融スラグ(以下「溶融ス ラグ」という。)をアスファルト混合物用細骨材に使用しなければならない。
- (1) 排水性舗装又は透水性舗装を施工する場合
- (2) 溶融スラグの混合が不可能な場合で、監督員が承諾した場合
- 2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、第25条から第28条までの規定によらなければならない。

(松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)

- 第24条 受注者は、松山市内の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材を アスファルト混合物用細骨材に使用することができる。
- 2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第28条までの規定によらなければならない。

(溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準)

第25条 溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」(以下「JIS A 5032」という。)「舗装設計施工指針((公社)日本道路協会)」「舗装設計便覧((公社)日本道路協会)」「舗装施工便覧((公社)日本道路協会)」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。

次六二十二十八日日初日初日7月25 人,7.45C7							
	改定後						
2 使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。 削 除		2 使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。 ただし、東予地区陸地部の工事において、工事施工時に当該施設から溶融スラグの供給がない場合は、施工時期の調整等を監督員と協議のうえ、やむを得ない場合は設計変更するものとする。					
地域	施設名	住所	地域	施設名	住所		
	(削除)		東子地区陸地部	(一財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所	新居浜市磯浦町18-78		
松山市	松山市西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	松山市	松山市西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6		
(以下省略)			(以下省略)				